

## 地域包括ケアシステム構築に係る市町村支援員設置要綱

### (趣旨)

第1条 地域包括ケアシステムの構築を着実に進めるため、市町村の取組を支援する職員（以下「市町村支援員」という。）を置く。

2 法令及び条例等の定めによるほか、市町村支援員の身分、任用、勤務条件等必要な事項については、この要綱で定める。

### (身分)

第2条 市町村支援員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する短時間勤務会計年度任用職員とする。

### (職務)

第3条 市町村支援員は、知事の命を受け、法令及び条例等の定め並びに所属長の指示に従い、次に掲げる市町村支援に係る職務を行う。

- (1) 地域包括支援センター職員等の研修に関すること
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に係る普及啓発に関すること
- (3) 通いの場の普及促進及び通所付添サポート体制の整備に関すること
- (4) リハビリテーション専門職の広域派遣に関すること
- (5) 地域ケア個別会議の定着に関すること
- (6) その他知事が必要と認める事項

### (任用)

第4条 知事は、地域包括ケアシステム構築に係る市町村支援について必要な知識と経験を有する専門職のうちから、市町村支援員を任用する。

2 市町村支援員の任用期間は、任用日から任用日が属する年度の末日までとする。  
3 市町村支援員の採用に係る選考の方法及び基準は別紙のとおりとする。  
4 市町村支援員を任用する際は、勤務条件等を明示した上で、辞令書を交付する。

### (報酬等)

第5条 市町村支援員の報酬等は、岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第44号）に基づき、予算の範囲内で、知事が別に定める。

2 前項の報酬等は、市町村支援員が勤務した日数に応じて、15日に一括して支払う。ただし、期末手当は、6月期は原則6月30日に、12月期は原則12月10日に支払う。  
3 市町村支援員が職務のため旅行したときは、岡山県職員等の旅費に関する条例（昭和27年岡山県条例第44号）の規定に準じて、旅費相当額を一般職の職員の旅費の支給の例により支給する。

### (勤務時間等)

第6条 市町村支援員の勤務時間は1日につき7時間15分、1週につき29時間以内とし、勤務日数は1週につき原則4日以内（1月につき18日以内）とする。

2 市町村支援員の勤務日及び勤務時間の割振りは、あらかじめ所属長が定めるものとする。ただし、業務の都合上必要な場合は、前項の範囲内において振り替えることができる。  
3 市町村支援員の休憩時間は、原則として常勤職員の例による。

(服務)

第7条 市町村支援員は、その職務の遂行に当たり、常勤職員の例により法令及び条例等の定め並びに所属長の指示に従わなければならない。

(休暇・休業)

第8条 市町村支援員は、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号）の規定により、休暇等を取得することができる。

2 市町村支援員の育児休業及び部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）の定めるところによる。

(分限・懲戒)

第9条 市町村支援員の分限処分及び懲戒処分については、法並びに職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）及び職員の懲戒に関する条例（昭和26年岡山県条例第60号）の定めるところによる。

(社会保険)

第10条 市町村支援員に関する社会保険の適用については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が適用される場合はその定めるところによる。

(安全衛生)

第11条 所属長は、市町村支援員の職場における安全と健康を確保するよう努め、労働災害及び健康管理について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき必要な措置を講じなければならない。

(公務災害等の補償)

第12条 市町村支援員の公務上の災害又は通勤による災害については、非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岡山県条例第46号）に基づき補償する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により補償対象となる者については、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行し、令和2年4月1日以降の市町村支援員の任用から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行し、令和4年4月1日以降の市町村支援員の任用から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行し、令和5年4月1日以降の市町村支援員の任用から適用する。